

やすらぎ支援員訪問事業のご利用について

やすらぎ支援員とは…

(公財) 船橋市福祉サービス公社が実施した養成講座で、認知症の基礎知識や高齢者への接し方などを学習した者が同公社に登録し、有償ボランティアとして訪問いたします。

やすらぎ支援員ができること

見守り、話し相手、利用者を手助けしながら行う趣味活動（歌、将棋、ガーデニング等）や家事作業（食事づくり、掃除、洗濯等）をできる範囲で一緒に行います。また、必要に応じてトイレへの誘導、食事の温め、かたづけ、家族の相談等を行います。

※原則として次のサポートは行えません。

- 外出支援（散歩） ※自宅敷地内であれば可
- 身体介護（おむつ交換、衣服の着脱、体位交換など）
- 医療関連行為（服薬管理、湿布はりなど）
- 食事、水分補給等の介助
- 車いす介助、移乗等の手助け

利用登録方法

高齢者福祉課へお申し込みください。

7月13.5

高齢者福祉課より可否決定通知書がご自宅に郵送され、登録完了となります。

派遣について

- ① 派遣依頼申し込みは利用登録後、ご利用希望日の1週間前までに公社へTELまたはFAXをしてください。（土日祝日を除く）
- ② ご家族からの派遣依頼を受け、公社コーディネーターが支援員や訪問日時等の調整を行います。
- ③ 実施にあたっては、ご利用者に支援員が受け入れてもらえるよう利用者ご本人とご家族の方との「なじみの関係づくり」を公社コーディネーターが同行訪問して行います。

※ご家族が外出する場合や、緊急時の対応方法等については、事前に打合せを行います。

※活動の始まりと終わりには、ご家族やヘルパーさん等との引継ぎが必要となります。

★ご利用の相談やこれから新しくご利用を希望している方

船橋市高齢者福祉課 電話 047-436-2352

★すでにご利用登録がお済みの方

船橋市福祉サービス公社 電話 047-420-7331
FAX 047-436-2833

